



令和6年6月21日
観光産業課

旅行業者に対する聴聞を行います

旅行業者に対し行政処分を科すに当たって、旅行業法第65条第1項の規定に基づき、下記のとおり聴聞を行います。

1. 対象となる旅行業者と予定される不利益処分の内容及び原因となる事実

別添参照

なお、別添につきましては、行政処分を実施した5年後に、観光庁のウェブサイト上から削除します。

2. 聴聞の期日及び場所

(1) 日時

令和6年6月26日(水) 10:00

(2) 場所

東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎2号館15階 観光庁A会議室

< 注意事項 >

聴聞は公開いたしますので、傍聴を希望される場合は、6月25日(火)17:00までに以下のフォームよりご登録をお願いします。

<https://forms.office.com/r/dqRPQY5t9g>

会議室の収容人員を超える場合は、申込み先着順とさせていただきます。

聴聞の撮影は、冒頭のみ(聴聞開始前まで)とさせていただきますので、聴聞時の撮影及び録音はご遠慮願います。

撮影を希望される方は、聴聞の開始10分前までに会議室前にお集まり下さい。

【お問い合わせ先】

観光庁観光産業課 貴田、大崎

代表：03-5253-8111(内線27322、27328)

直通：03-5253-8329

メールアドレス：hqt-ryokogyo-chomon gxb.mlit.go.jp

注：メール送信の際は「 」記号を「@」記号に置き換えてください。

旅行業者に対する処分の一覧表

別添

No	旅行業者の概要				不利益処分の内容	根拠となる法令	不利益処分の原因となる事実
	登録番号	旅行業者名	代表者	本社住所			
	観光庁 長官登録 第1847号	(株)阪急交通社	酒井 淳	大阪府大阪市北 区梅田2-5-25	業務改善命令	旅行業法第 18条の3第1 項第6号	令和2年11月19日から20日に実施した貸切バスを利用した旅行において、運送を引受けた貸切バス事業者が、運送の引受けに際して取引される手数料により、安全コストを割り込んで手数料が旅行会社に支払われたとして、道路運送法第10条違反で行政処分を受け、当該取引に関与した。